

2002年9月24日

「仲裁法に関する中間とりまとめ」の消費者保護に関する特則について

東京消費者団体連絡センター
事務局長 池山恭子

東京消費者団体連絡センターの定例会で「仲裁法」について意見交流を行いました。発言は以下のとおり。

一般の消費者は取引契約内容を理解するのも十分とはいえない現状で、その上同時に仲裁契約の内容など理解出来ない。仲裁契約の紛争発生前の合意は反対。

消費者は仲裁制度について十分な情報がないので、取引契約と仲裁契約を同時に結ぶとしたら、一方的に事業者側の都合の良いだけの説明になるのでは、昨今の消費者の信頼を裏切る事業者の多さを見ると不安。

国際間の取引に仲裁法が必要なのは理解出来るが、国内の取引になぜ今早急に仲裁法が必要か理解出来ない。

消費者と事業者の契約に関しては、仲裁契約は禁止してほしい。

仲裁手続きはADRに含まれるのか、ADRでは結果に満足出来ない時は裁判を起こせるが、仲裁合意すると裁判に進めない、訴権を奪うことになるのでは、仲裁制度はADRではないのか。

仲裁法の消費者と事業者の仲裁契約のあり方に関しては、検討会だけの議論で終わらせず、被害相談を担当している相談員や消費者団体が参加した検討会を設け、消費者被害の実態をふまえた丁寧な議論と合わせて結論をだしてほしい。

以上の意見を前提として、「仲裁法制に関する中間とりまとめ」消費者保護に関する特則を選択すると、

1、消費者と事業者との間の仲裁契約の効力について

(B-1)を選択します。

理由は上記の意見のとおり、消費者は事業者と取引契約を締結する際、残念ながら取引契約の内容さえ理解出来ないことが多い。各種消費者相談センターへの相談も急増しています。その上、紛争発生前に仲裁契約を締結すれば、消費者被害の増大を招きます。従って、現状においてはB-1を選択します。

(B-2)については、以下の理由で選択しません。

仲裁に関する説明義務を仲裁廷に課していても、取引契約は事業者が作るため、消費者が指定する仲裁廷を事業者が同意する例は少ないと思います。その上、事業者の指定する仲裁廷で、消費者が仲裁について十分理解出来る説明がなされるかどうか保証されない状況下で、消費者が解除権を主張し行使するのは困難です。また、仲裁廷が消費者の居住地より遠隔地の場合、時間と交通費をかけて消費者が説明を受けに行くのは不公平です。

2、消費者と事業者との間の仲裁契約の方式について

消費者が仲裁制度について知識が少ない現状では、消費者が仲裁契約を理解し選択するための十分すぎる情報提供が与えられて当然です。E案を除きA～Cすべて必要です。